

産業廃棄物処理計画書

令和5年4月13日

広島市長

提出者

住所 広島市安佐北区可部南四丁目2-13

氏名 中本建設工業株式会社 生コン工場

代表取締役 中本 貴久

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-814-3297

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中本建設工業株式会社 生コン工場
事業場の所在地	広島市安佐北区可部南四丁目2-13
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 窯業・土石製品製造業

②事業の規模 令和元年度売上高7億円

③従業員数 23名

④産業廃棄物の一連の処理の工程

当工場

(収集運搬会)

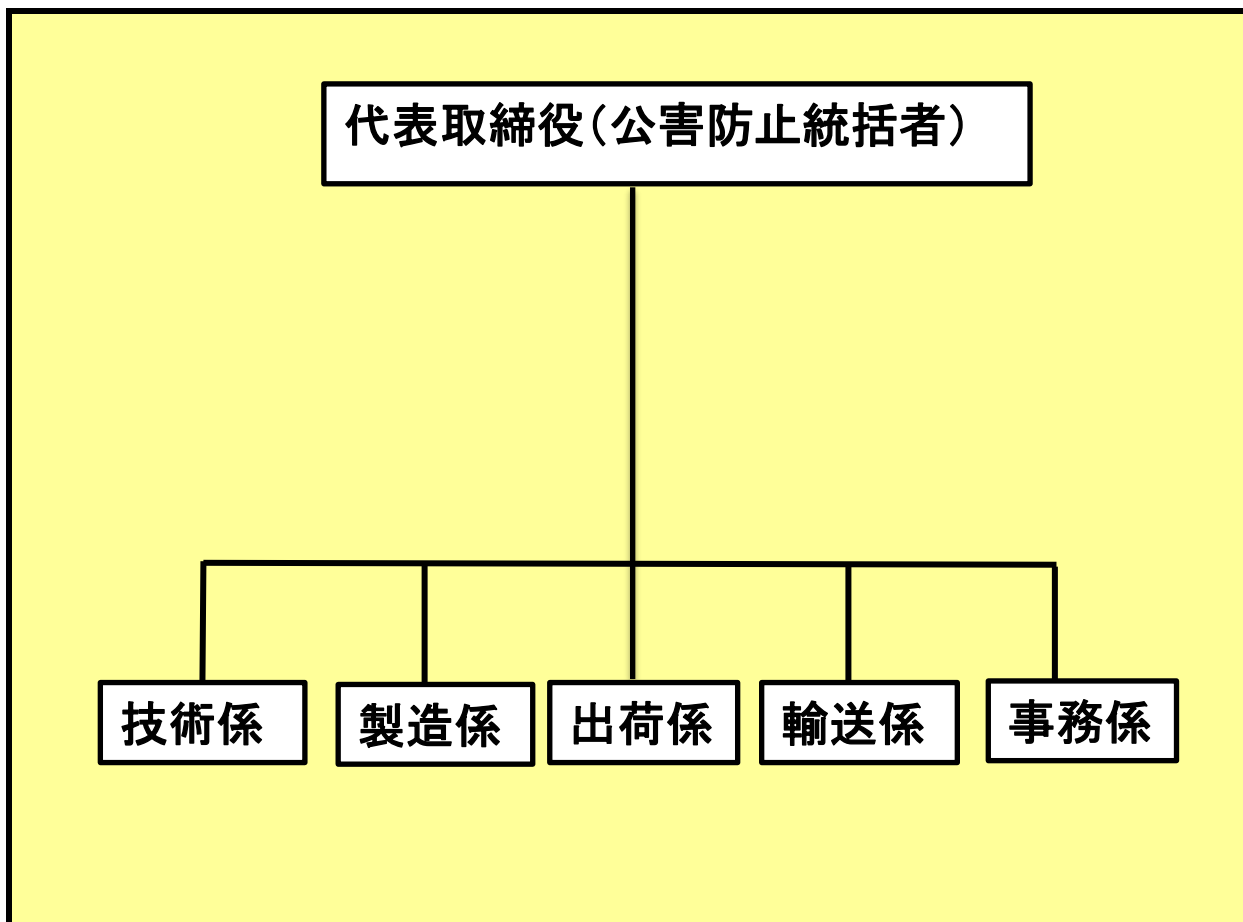
(処分会社)

現状:前年度(令和 4 年度) 実績量
計画:今年度(令和 5 年度) 計画量

産業廃棄物の種類	単位:トン/年																							
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項				自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項				処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画					
燃え殻																								
汚泥																								
廃油																								
廃酸																								
廃アルカリ																								
廃プラスチック類																								
紙くず																								
木くず																								
繊維くず																								
動植物性残さ																								
動物系固形不要物																								
ゴムくず																								
金属くず																								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4651	4500										4651	4500			4651	4500							
錆さい																								
がれき類																								
動物のふん尿																								
動物の死体																								
ばいじん																								
合計	4651	4500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4651	4500	0	0	4651	4500	0	0	0				

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>戻りコンの環境負荷が大きく、処理費用も嵩んでいるという現状を客先に出向き説明、相談し戻りコンが発生した場合は処理費用を1部負担していただく。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>注文時に戻りコンが発生しないように客先に設計数量をよく確認していただくよう相談する。また、戻りコンが発生した場合は極力客先にて処分してもらうようにし、戻りコンが発生した場合は処理費用を負担していただく。スラッジ水の使用を今後検討する。</p>

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<hr/>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<hr/>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<hr/>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<hr/>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<hr/>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<hr/>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<hr/>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<hr/>

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選択し、書面による契約を実施している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>可能な限り優良認定処理業者から選定する。</p>